

主な内容

- 有料駐輪場マップ ..... 2・3
- 困ります! 自転車置きざり 知らんぷり ..... 4

発行/松戸市 編集/街づくり部 交通政策課  
〒271-8588 松戸市根本387-5  
☎047-366-7439 ☎047-704-4590  
✉mckoutsu@city.matsudo.chiba.jp  
URL http://www.city.matsudo.chiba.jp/



自転車は駐輪場に止めましょう(北小金駅南口第1駐輪場)

現在、利用・待機している人も忘れずに申請を!

有料駐輪場を通勤・通学等で定期的に利用する人は、駐輪場管理棟で配布の「定期使用申請書」へ必要事項を記入の上、お申し込みください。

なお、現在定期利用している人・待機している人も、3月末日(待機)期間が満了となるため新たに申し込みが必要になります。

平成27年度 有料駐輪場の定期利用者を募集します

申し込み期間 1月20日(火)～2月9日(月)

交通政策課 ☎366-7439



当初募集

- ◆申し込み要領
  - 防犯登録を受けた自転車を所有している人
  - 排気量50cc以下の原動機付自転車を所有している人
  - ※市外在住の人も申し込みできます。

駐輪場の所在地

2・3面に掲載しています。

※詳細は交通政策課または各駐輪場にお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

駐輪場使用料

定期使用料は、下表のとおりです。

駐輪場利用時間

一部の地下式駐輪場を除き、24時間利用できます。

管理時間

有人管理は7時～19時30分の間です。それ以外の時間は無人管理となります。

申請書の配布

各駐輪場管理棟で配布します。

申し込み方法

必要事項を記入の上、申請書を指定駐輪場(2・3面の★印)管理棟の申請書回収ボックスへ投函してください。

郵送の場合は、2月9日(月) [消印有効]までに、〒271-8588 松戸市役所 交通政策課へ。

また、電子申請からも申し込み可能なので、詳細は市のホームページをご覧ください。

【結果】

◆結果通知書

申請者数とその駐輪場の定数を超えた場合や駐車位置については、2月20日(金)に交通政策課で公開抽選を行います。利用決定者には、3月11日(水)に「結果通知書」と「定期使用カード」を郵送します。抽選に漏れた人には、3月4日(水)に待機順位を記載した「結果通知ハガキ」を郵送します。

◆使用料の納付

3月17日(火)～31日(火)の間に指定駐輪場(2・3面の★印)の定期使用券売機で、定期使用シールを購入してください。なお、定期使用券売機の稼働時間は7時～19時30分の間です。

※納付期間内にシールを購入できない場合は、駐輪場使用の資格が消失します。

随時募集

3月15日(日)から指定駐輪場(2・3面の★印)管理棟で随時申請を受け付けます。希望する駐輪場の空きの有無を問わず、先着順に受け付け、約10～14日後に結果通知書が送付されます。

◆駐輪場に空きがある場合

利用決定者には、結果通知書を郵送しますので、その内容に沿って手続き後、通知日の当月末までに定期使用シールを購入してください。

◆駐輪場に空きがない場合

待機者には、待機順位を記

駐輪場使用料(税込み)

区分		最寄りの駅からの距離が200メートル以内の駐輪場		最寄りの駅からの距離が200メートルを超える駐輪場	
		屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし
自転車	一般	1,540円	1,020円	1,230円	820円
	高校生以下	1,020円	720円	820円	510円
原動機付自転車		2,260円	1,740円	1,850円	1,440円

2 一時使用(1日1回当日限り)		2日以上連続して駐輪する場合は、必ず駐輪場へ連絡してください
自転車	100円	
原動機付自転車	150円	

3 一時使用(回数券)		※払い戻しはできません	
自転車	100円券 11枚つづり	1,000円	
原動機付自転車	150円券 11枚つづり	1,500円	

一時使用について

「一時使用コーナー」を設けた駐輪場もあります。定期使用駐輪場が決まっている人や買物・お出掛け時に自転車を使用する人はご利用ください。

事前に回数券を購入すれば一時使用取り扱い時間外に利用することができます。

◆注意事項

一時使用は、1日1回当日限りで利用できます。延長して駐輪する場合は、利用している駐輪場管理棟へご連絡ください。連絡が無い場合は、保管所へ移送し、返還の際に移送保管料をお支払いいただきます。

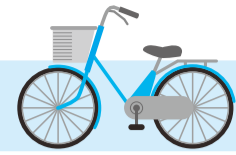
また、取り扱い駐輪場の一時使用台数に空きがあれば利用できますが、満車の場合は利用をお断りします。回数券を利用する場合も、優先的に駐輪できるものではありませんので、あらかじめご了承ください。

◆一時使用取り扱い駐輪場

2・3面に掲載しています。詳細は交通政策課または各駐輪場にお問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

◆一時使用取り扱い時間

7時～19時30分の間。なお、



# 有料駐輪場マップ

指定駐輪場(定期使用券売機設置)は、駐輪場名欄に★印が付いています

■ 放置禁止区域

### 矢切駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	矢切駅 第1 ★	220	28	57	8
②	第2	222			
③	第3	185			

### 常盤平駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	常盤平 しょうぶ公園			無料(申請書不要)	
②	常盤平駅 北口 第1	310		35	
③	北口 第2	80		60	
④	北口 第3 ★	870		120	8

### 松戸新田駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	松戸新田駅 北口 第1 ★	249		10	20
				5	

### 北小金駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	北小金駅 南口 第1 ★	1,229		335	
②	南口 第2			80	
③	南口 第4			無料(申請書不要)	
④	南口 高架下	208			
⑤	北口 第1	348			
⑥	北口 第2 ★	430		190	13
⑦	北口 第3			無料(申請書不要)	
⑧	北口 高架下			88	
⑨	北口 参道 第1	840			

### 松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	松戸駅 東口 口 ★	1,150		131	
②	東口 高架下	345	185	30	15
③	西口 公園下 ★	2,000		141	
④	西口 高架下	410	180		20
⑤	西口 第2	60			
⑥	西口 第3	一時使用専用(申請書不要)		250	
⑦	西口 第4	35	25		
⑧	西口 臨時			無料(申請書不要)	
⑨	西口 宮前			無料(申請書不要)	
⑩	西口 宮田			無料(申請書不要)	

### 東松戸駅

※市営駐輪場はありません。

### 五香駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	五香駅 東口 第2	800	95	100	10
②	東口 第3 ★	816		100	
③	東口 第4	352			
④	西口 第2	420		92	

### みのり台駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	穂台駅 南口 第1 ★	475	27	100	15

### 小金城趾駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	小金城趾駅 第1 ★	68	2	8	1

### 北松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	北松戸駅 東口 第1	205	114		
②	東口 第2 ★	285		60	14
③	西口 ★	1,755	60	100	19

### 上本郷駅

※市営駐輪場はありません。

### 元山駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	元山駅 北口 第1 臨時			無料(申請書不要)	

### 八柱駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	八柱駅 南口 第1 ★	895		120	
②	南口 第2	364			
③	北口 第1	125		8	
④	北口 第2 ★			127	46
⑤	北口 第3	450	110		

### 新松戸駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	新松戸駅 東口 第1	490	30	100	10
②	西口 第1	440	50	80	30
③	西口 第2	一時使用専用(申請書不要)		100	
④	西口 第3	270			
⑤	西口 第4	230			
⑥	西口 第5	160			
⑦	西口 第7 ★	一時使用専用(申請書不要)		50	
⑧	西口 高架下第1	570		50	
⑨	西口 高架下第2	1,200	50	120	10
⑩	西口 高架下第3	700	10	20	5
⑪	西口 高架下第4			無料(申請書不要)	
⑫	新松戸駅前 第1	一時使用専用(申請書不要)		143	
⑬	第2	一時使用専用(申請書不要)		39	
⑭	第3	一時使用専用(申請書不要)		52	

### 馬橋駅

マップ番号	駐輪場名	定期使用台数		一時使用台数	
		自転車	原付	自転車	原付
①	馬橋駅 東口 高架下 ★	600	115	98	25
②	西口 口 ★	420	38	34	11
③	西口 高架下	1,140		20	
④	西口 高架上			無料(申請書不要)	

# 困ります! 自転車置きざり 知らんぷり

## 放置自転車の撤去 Q & A

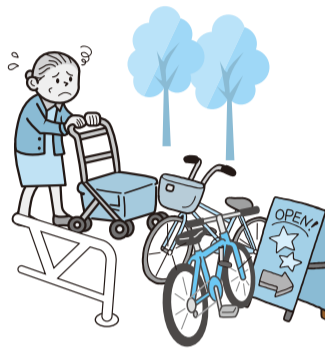
### Q 放置自転車ってなに?

**A** 放置自転車とは、自転車駐輪場以外の公共の場所に置かれていた自転車で、その利用者が自転車から離れることにより、直ちに移動することができない状態の自転車と条例で定められています。

### Q 短時間で邪魔にならない所に置いて撤去されるの?

**A** 「ちょっとだけ…」と1台置くと、それをきっかけにして次から次へと放置自転車がが増えていきます。最初の1台が邪魔でなくても、増えてしまえば大きな障害物です。

また、小さな子どもや高齢者、体が不自由な人が通行する際の危険は、放置した時間の長さに関係なく発生します。特に点字ブロック上に自転車があると、目の不自由な人が通行できません。



### Q どうやって撤去するの?

**A** 駅周辺などの人が集まる場所には、自転車がたたくさん放置されています。市では、市内17の駅周辺道路を自転車の放置禁止区域(駐輪場マップ参照)に指定して、撤去活動を行っています。

放置禁止区域にはオレンジ色の看板や路面シールを設置し、放置自転車は、条例による撤去の対象にはなりません。

### 自転車には防犯登録をしてください

### 自転車が盗まれたら警察へ被害届けを

### Q チェーン錠でガードレールなどにくくり付けてある場合は?

**A** 自転車や、ガードレールや道路標識などにくくり付けて放置されている場合、チェーン錠は切断して撤去します。放置自転車の撤去活動は、通行の障害や危険をなくすために行っているため、やむを得ず切断して撤去します。

なお、その際に切断したチェーン錠等の弁償は一切行いません。

### Q 撤去された自転車の返還方法は?

**A** 各駅周辺で撤去した自転車は、撤去した駅ごとに各自転車保管所で保管しています(左表1)。保管している自転車は、毎週3回の返還日に保管所で返還します(左表2)。

また、放置自転車の撤去や保管には、多額の費用(平成25年度で約1億円)が必要となります。この費用の全てを市民の皆さんの大切な税金によって賄うことはできません。そのため、自転車を放置した利用者自身に、返還の時に移送保管料を負担していただいています。

自転車に住所・氏名が記載されているものや、防犯登録により所有者が判明したものは返還通知のハガキを郵送し、それ以外のものは、告示にて撤去したことをお知らせしています。

撤去した自転車は、撤去した日から2カ月間保管します。

表1 自転車移送先一覧(自転車保管所)

保管所	住所	電話番号	撤去移送した駅
大橋	大橋181の2	☎392-4433	松戸駅東口・矢切駅・秋山駅
馬橋東	中根39の1	☎366-0883	松戸駅西口・北松戸駅
旭町	旭町1の105の1	☎349-4664	馬橋駅・新松戸駅・幸谷駅・北小金駅・小金城趾駅
河原塚	河原塚294	☎392-7074	上本郷駅・松戸新田駅・みのり台駅・八柱駅・常盤平駅・東松戸駅
六高台	六高台8の163	☎389-6020	五香駅・元山駅・六実駅

※詳細は、下記の返還日時にお問い合わせください。

表2 返還案内

1. 返還日時	火・木曜日 16時~20時 (祝日、年末年始を除く) 土曜日 10時~14時
2. 持参するもの	自転車・バイクの鍵、住所・氏名が確認できるもの 移送保管料(自転車3,000円、バイク6,000円)
3. 保管期間	移送日から2カ月

## 土・日曜日にも撤去を行っています

土・日曜日の駅前には、たくさんの人で混雑しています。ここに放置自転車があると、美観を損ねるだけでなく、通行の妨げになり大変危険です。そのため、市では土・日曜日にも撤去活動を行っています。自転車は駐輪場へ駐輪しましょう。



移送通告書の貼付

放置自転車の移送

### 《自転車駐輪場で利用の皆様へ》

松戸市では皆様に安心して施設をご利用いただけるよう、老朽化した自転車駐輪場の補修工事を順次行っていく予定です。工事の内容によっては、利用制限や代替駐輪場への移動などご協力をお願いすることがあります。利用者の皆様にはご不便をお掛けする事となりますがご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

### 《駐輪場を経営してみませんか》

市では、放置自転車を防止するため、駅周辺で駐輪場用地の確保に努めています。十分に確保できていないのが実情です。駅周辺に土地をお持ちで、駐輪場を営みたいだけの人を求めています。駐輪場の経営・補助制度についてのご質問、ご相談等は交通政策課までお問い合わせください。

交通政策課 ☎366-7439

### ※お願い

駅によっては、駐輪場が不足しているところがあります。駅までの距離が徒歩圏内にお住まいの方は、徒歩での移動にご協力をお願いします。